

「オンライン手続き」特約

本特約は、三井住友信託銀行が提供する「オンライン手続き」（第1条にて定義する「本手続き」をいいます）をお客さまが利用することについて定めたものです（本特約で使用する各用語は第1条で定義するものとします）。本特約に定めがない事項に関しては別紙に定める商品およびサービスにかかる各約款・規定等により取り扱われます。

第1条（オンライン手続き）

- (1) 本特約で使用する各用語は以下の意味を有します。
 - ① 「本手続き」とは、三井住友信託銀行（以下「当社」といいます）が定める商品およびサービスにかかる購入・解約等の取引について、本手続き利用者がオンラインでの手続きを依頼した場合に、各規定または約款で定める払出請求書や通帳・証書等の提出および届出の印章による記名押印を受けることなく、端末により電子契約システムを介して取引確認書等を確認・閲覧し、所定項目への入力することおよび電子署名することにより、取引を行うことをいいます。
 - ② 「本手続き利用者」とは、第2条の条件を充足するお客さまをいいます。
 - ③ 「端末」とは、インターネットに接続されているお客さまが保有するパーソナルコンピューター等の端末をいいます。
 - ④ 「電子契約システム」とは、当社所定の本手続きにかかるシステムをいいます。
 - ⑤ 「取引確認書等」とは、契約書、手続書、手続内容および重要事項確認書等をいいます。
 - ⑥ 「電子署名」とは、電子契約システム上に表示される「書類の内容に同意」ボタンを押下することをいいます。
- (2) 本手続き利用の申し込みは、当社所定の方法で行うものとします。
- (3) 本手続き利用時は、当社から本手続き利用者へ交付することが法令等により義務づけられている書面を含む次の書面（当社ホームページにPDF形式で掲載されたもの）を閲覧し端末にダウンロードする方法により電子交付を受けることとなります。ただし、紙媒体による交付を希望した場合は除きます。
 - ① 投資信託における目論見書、目論見書補完書類
 - ② 外貨預金および三井住友信託ファンドラップにおける契約締結前交付書面
 - ③ 三井住友信託ファンドラップ付帯サービス「人生安心パッケージ」における被保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）
 - ④ 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞における重要事項説明書、商品概要説明書、約款、募集要項
 - ⑤ 前各号に定める他、銀行法、金融商品取引法その他法令により当社が交付する書面
- (4) 本手続き利用時は、当社から本手続き利用者へ交付することが法令等により義務づけられている書面を含む次の書面（PDF形式）が電子メールにより送られ、端末で受信する方法により電子交付を受けることとなります。ただし、紙媒体による交付を希望した場合は除きます。
 - ① 三井住友信託ファンドラップにおける契約締結時交付書面および変更書面
 - ② 定期預金における商品概要説明書
 - ③ 新型金銭信託＜フューチャートラスト＞における申込書兼普通預金払戻請求書（委託者さま控）
 - ④ 前各号に定める他、銀行法、金融商品取引法その他法令により当社が交付する書面
- (5) 本手続きの取扱時間は、当社所定の時間内とします。なお、臨時のシステム調整等の実施により、本手続きの全部または一部を利用することができない場合があります。

第2条（本手続き利用者）

本手続きを利用できるお客さまは、日本国内居住の個人のお客さまで、当社所定の方法により申し込みを行い、犯罪による収益の移転防止に関する法律による本人特定事項の確認を行った方とします。

ただし、成年被後見人、被保佐人、被補助人および家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者、未成年者は本手続きを利用いただけません。また、当社所定の基準により本手続きの利用を認めない場合があります。

第3条（本手続きの取引時確認）

本手続き利用者が本手続きによる取引の依頼を行うためには、当社所定の取引時確認が必要です。

当社所定の取引時確認には別途定める「三井住友信託本人確認アプリ利用規約」に基づく三井住友信託本人確認アプリを利用した本人確認を含みます。また、本手続きでは、本手続き利用の都度、本手続きにおいて利用するメールアドレスを確認します。

第4条（本手続きにかかる取引の依頼・確認・確定・開始）

- (1) 取引の依頼方法
本手続き利用者は、依頼する取引に必要ないっさいの事項を本手続きを行うためのオンライン相談等を通して当社に伝えるものとします。
- (2) 依頼内容の確認
本手続き利用者は、前記（1）の内容に基づき当社が成した取引確認書等の内容について電子契約システムを介して、本手続き利用者が依頼した取引内容と相違がないか確認するものとします。
取引確認書等の確認に必要なアクセスコードは、本手続き利用中に当社より本手続き利用者にお伝えしますが、本手続き利用者は当該アクセスコードを第三者に開示することがないように取り扱うものとします。
- (3) 取引の確定・開始
本手続き利用者は、前記（2）において当社が作成した取引確認書等の内容と依頼内容に相違がないことを確認したときは、取引の確定に必要な所定項目の入力、および電子署名します。これにより本手続き利用者による取引依頼が確定したものとし、当社は当該取引を開始します。

ただし、75歳以上のお客さまからの本手続きのご利用の場合は、受付担当者以外の当社社員からの電話による再確認が終了した時点で取引依頼が確定するものとします。

なお、本手続き利用者が電子署名した後は、当社所定の一部の取り消し可能な手続き（振込手続きにおける組戻を含む）を除き、原則として、確定した依頼内容の取り消し、変更はできません。

(4) 資金の引き落とし

資金の引き落としを伴う取引については、前記(2)の取引の確定後、当社は本手続き利用者からの支払依頼を受けた資金を、各種預金規定等にかかわらず、通帳・証書、払戻請求書、カード等のご提出なしに依頼を受けた口座から資金の引き落としを行うものとします。

第5条（取引依頼の不成立）

以下のいずれかの場合、当社は本手続き利用者から取引の依頼はなかったものとして取り扱います。

ただし、この取り扱いの場合に、取引が成立しなかったことにより当社に生じた損害については、その賠償を本手続き利用者に対して請求することがあります。当社が本手続き利用者からの取引の依頼はなかったものとして取り扱う場合、当社は本手続き利用者から取引が成立しなかった旨の通知はしません。なお、この取り扱いによって生じた損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はその責任を負いません。

(1) 資金を引き落とす時において、引落金額（手数料、諸費用がある場合はそれらを含みます）が引落口座から払い戻すことができる金額（当社が定める一部の取引については、総合口座取引による貸越しを利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです）を超えるとき。

なお、資金の引落日において、引落口座から引き落としが複数あり、その引き落としの総額が引落口座から払い出すことができる金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当社の任意とします。

(2) 引落口座が解約済みするとき。

(3) 本手続き利用者その他の正当な権限を有する者より引落口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当社が所定の手続きをとったとき。

(4) 引落口座および入金対象口座への入金ができないとき。

(5) 差押え等やむを得ない事情があり、当社が支払いを不相当と認めたとき。

(6) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当社が判断したとき。

(7) 当社、または、金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、電話機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(8) 当社以外の金融機関の責めに帰すべき事由により取引不可能となったとき。

第6条（取引内容の確認）

(1) 本手続きでは、本手続き利用者が電子署名した後に、電子契約システムから取引の確定を通知するメールが送信されます。同メール内にて案内される電子署名後の申込書類や本人確認書類の画像情報等のPDFファイルをもって、お客さま控えに替えるものとします。なお、計算書等の完成品がある場合は、届出住所へ郵送します。

(2) 万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合、本手続き利用者は直ちにその旨を当社に連絡するものとします。連絡がなかったことにより本手続き利用者へ生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。また、取引内容、残高に相違がある場合において、本手続き利用者として当社との間で疑義が生じたときは、当社の記録の内容をもって取り扱うものとします。

第7条（本手続きの保存）

(1) 本手続きにおいて電子契約システムを介して取引した取引確認書ならびに電子署名等の電磁的記録、三井住友信託本人確認アプリにて取得した本人確認書類の画像情報および本手続き利用者の容貌を撮影した画像情報は、すべて当社および本手続きに係るシステムに相当期間保存されます。

(2) 本手続きは、お客さま対応の品質向上および対応内容確認のためすべて録画・録音され、録画・録音された動画および音声データは、暗号化された通信（SSL/TSL方式）で処理され、Web会議ツール「ROOMS」のクラウドフォルダ上に相当期間保存されます。

第8条（海外からの利用）

本手続きは、日本国内からの利用のみを対象としたものであり、一時的な滞在を含め、本手続き利用者が海外にいる場合には利用できません。万一、本手続きが海外から利用された場合であっても、当社はそれらの行為はすべて日本国内で行われたものとみなします。また、当該国または地域の法令、事情、その他の事由により、取引または機能の全部または一部を利用いただけない場合や、海外からの本手続きの利用により本手続き利用者へ損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

第9条（免責事項等）

(1) 本人確認

①当社が第3条に定める当社所定の取引時確認を相当の注意をもって行い依頼者を本手続き利用者本人であると認めた場合に限り、本手続きにより依頼を受けた取引内容を実行できるものとします。かかる取扱いにより本手続き利用者本人に生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。本人確認に必要な情報に関し、盗用、不正利用、なりすましその他の事故が起き本手続きが不正に利用されるおそれがある場合は、本手続き利用者はただちに当社所定の方法によって当社に届け出るものとします。届出を怠ったことにより本手続き利用者へ生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

②本手続き利用者は、本手続きに利用するメールアドレスおよびアクセスコードについては適切に管理するものとします。メールアドレスおよびアクセスコードを第三者に利用されたことにより本手続き利用者へ生じた損害につい

ては、当社に故意または重過失場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

- ① 当社および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害、電話の不通等の通信手段の障害ならびにサイバー攻撃等により、取り扱いが遅延または不能となったとき。
- ② 当社および共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。
- ③ 電子契約システム、三井住友信託本人確認アプリ又はその他の本手続きに係るシステムの障害により取り扱いが遅延または不能となったとき。

(3) 動作環境の確保

- ① 本手続き利用の推奨環境は、本特約「別紙」記載のとおりです。推奨環境が備わっていないことまたは推奨環境が備わっていても本手続き利用者個別の設定がなされている等の事情により、本手続き利用者が使用する端末等によっては、本手続きを利用することができない場合があります。
- ② 本手続き利用者の端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合に本手続き利用者において生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。
- ③ 本手続き利用者は、自らの責任と費用負担で、本手続きを利用するにあたり必要となる端末等の取得・維持・管理等を行うものとし、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はこれらについて一切の責任を負いません。
- ④ 本手続き利用者は、本手続きに使用する端末へのセキュリティーソフトの導入等セキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本手続きを利用することとします。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

インターネット等の通信経路において、不正アクセス等がなされたことにより本手続き利用者の本人確認情報や取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

第10条（利用の終了等）

(1) 利用停止

本手続き利用者が当社との取引規定に違反した場合等、当社が本手続きの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいつでも、本手続き利用者に事前に通知することなく本手続きの利用を停止することができます。

(2) 都合による終了

本手続きの利用は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも終了することができます。なお、本手続き利用者からの終了の通知は当社所定の方法によるものとします。

(3) 強制終了

本手続き利用者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、本手続きの利用を終了させることができます。この場合、本手続き利用者への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が終了の通知を連絡先にあてて発信した時に本手続きの利用は終了するものとします。

- ① 住所変更の届出を怠る等により、当社において本手続き利用者の所在が不明となったとき。
- ② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立て（日本国外における同様の手続開始の申立てを含みます）があったとき。
- ③ 相続の開始があったとき。
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき（日本国外における同様の処分を含みます）。
- ⑤ 本手続き利用者が本特約に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき。
- ⑥ その他本手続き利用の終了を必要とする相当の事由が生じたとき。
- ⑦ 本手続きを除く当社とのすべての取引が終了したとき。
- ⑧ 反社会的勢力に該当したことが判明したときや、本人が行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

(4) 前記（1）ないし（3）にもとづく当社からの都合終了、利用停止および強制終了により本手続き利用者等において損害が生じても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社はいつさいの責任を負いません。

第11条（通知等の連絡先）

- (1) 当社は本手続き利用者に対し、取引依頼内容等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
- (2) 当社が前記（1）の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、氏名・住所・印章・その他届出事項変更の届出を怠る等本手続き利用者の責めに帰すべき事由により、これらが延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害、電話・電子メールの不通等の通信手段の障害ならびにサイバー攻撃等による延着、不着の場合も同様とします。

第12条（特約の変更）

- (1) 本特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

オンライン手続きのご案内

(「オンライン手続き」特約 別紙)

「オンライン手続き」の対象商品およびご留意事項を下記の通りご案内いたします。

当社では「オンライン手続き」以外にも、様々なお手続き方法をご用意しております。店頭でのご相談・お手続きをご希望のお客さま、三井住友信託ダイレクトおよび電話によるお手続きのご利用をご希望のお客さまは、お取引店担当者へご連絡ください。

1. 対象の商品

オンライン手続きの対象商品は下記の通りです(※1)。

普通預金	定期預金	外貨預金	投資信託	三井住友信託 ファンド ラップ※2	子育てサポ- トサービス	新型金銭信託 ＜フューチャー トラスト＞
------	------	------	------	-------------------------	-----------------	----------------------------

(※1) 商品により、一部お手続きできないお取引がございます。詳しくは、お取引店担当者までお問い合わせください。

(※2) 三井住友信託ファンドラップの付帯サービスである保障サービス「人生安心パッケージ」を含みます。

2. オンライン手続きのお手続き方法・ご留意事項

- お手続きに必要な書類等は、当社ホームページに掲載された書類等をご確認いただき、お取引店担当者よりオンライン上で説明いたします。お手続き時にホームページにて書類等をご確認いただけない場合は、郵送にて書面をお送りすることが必要なため、お時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。
- また、オンライン相談で承ったお申込み内容をもとに、お取引店担当者がお客さまに代わって申込書等を作成のうえ、お客さまのご指定のメールアドレスに電子契約システムを介して送信いたします。内容につきご確認くださいとともに、電子契約システム上、申込に必要な所定項目の入力、および電子署名(同システム上表示される「書類の内容に同意」ボタンを押下)していただくことで、お手続きを受け付けます。

(1) 投資信託・外貨預金・三井住友信託ファンドラップ・新型金銭信託＜フューチャートラスト＞

お手続き利用時は当社からお客さまへ交付することが法令等により義務づけられている目論見書、目論見書補完書面、契約締結前交付書面、重要事項説明書、商品概要説明書、約款、募集要項を、紙媒体にかえて電磁的方法(当社ホームページにPDF形式で記録されたものを閲覧し本手続き利用者のパーソナルコンピューター等にダウンロードする方法)により交付します。ただし、紙媒体による交付を希望した場合を除きます。

(2) 外貨預金

金額が30万通貨単位(例:米ドルの場合、30万米ドル)以上の為替取引、および標準の為替手数料を下回る水準で取り扱う為替取引は、受付日翌営業日以降のお手続きとなりますので予めご了承ください。

(3) 三井住友信託ファンドラップ

- ① 新規契約・追加入金が伴う手続きについては、運用開始日の3営業日前までの所定の手続きにより取り消しできます。取り消しは書面でのお手続きが必要となりますので、ご了承ください。

- ② お手続き利用時は当社からお客さまへ交付することが法令等により義務づけられている三井住友信託ファンドラップ投資一任契約変更申込書兼契約変更書面、およびファンドラップ変更申込にあたっての注意事項は、紙媒体にかえて電子メールにより送信され、パーソナルコンピューター等で受信する方法により電子交付を受けることとなります。ただし、紙媒体による交付を希望した場合を除きます。
- ③ 三井住友信託ファンドラップの付帯サービスである「人生安心パッケージ」を申し込む場合、当社からお客さまへ交付する保険者のしおり（契約概要・注意喚起情報）は、当社ホームページにPDF形式で記録されたものを閲覧しお客さまのパーソナルコンピューター等にダウンロードする方法により電子交付を受けることについて承諾・同意することが条件となります。ただし、紙媒体による交付を希望した場合を除きます。

（４）新型金銭信託＜フューチャートラスト＞

- ①募集期間中のみ、申込の取消が可能です。ただし取り消しは書面でのお手続きが必要となりますので、ご了承ください。
- ②お手続き利用時は当社からお客さまへ交付する「新型金銭信託＜フューチャートラスト＞申込書 兼 普通預金払戻請求書（委託者さま控）」は、紙媒体にかえて電子メールにより送信され、パーソナルコンピューター等で受信する方法により電子交付を受けることとなります。ただし、紙媒体による交付を希望した場合を除きます。

3. オンライン手続きのご利用環境

オンライン手続きは、弁護士ドットコム株式会社の運営する電子契約システム「クラウドサイン」を利用しています。オンライン手続きの利用料は無料ですが、インターネット回線のご利用に伴う通信料はお客さま負担となります。

なお、「クラウドサイン」の利用の推奨環境は以下の通りです。

パソコン	OS	Windows : 8.1以降 macOS : 11.7.1(Big Sur)以降
	ブラウザ	Chrome、Safari、Firefox、 Microsoft Edge (いずれも最新版)
スマートフォン	iOS	Safari、Chrome (最新版)
	Android	Chrome (最新版)

以上



(2026年3月19日現在)